

令和4年度 奄美群島周遊観光促進事業 公募型プロポーザル募集要項

本公募は、令和4年度の国県交付金の交付決定後、速やかに本事業を開始できるようにするため、事前に募集の手続きを行うものです。予算の執行は、令和4年度予算の成立並びに県の交付決定が前提であり、今後、事業内容及び事業費が変更になる事があります。

1 業務名 奄美群島周遊観光促進事業

2 業務目的

奄美大島、徳之島の世界自然遺産登録によって観光客の増加が見込まれる中、その効果を奄美群島全体に波及させるため、奄美群島国立公園のブランドイメージを創出し、各島の魅力を積極的にPRするとともに、旅行会社が販売・造成する奄美群島への旅行商品に対して割引助成を行う「奄美群島の周遊観光促進キャンペーン（以下、周遊キャンペーンという）」等を実施する。

3 業務の概要

本委託業務は令和4年度の業務について業務委託を行う。別紙1「仕様書」のとおり。

4 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり

5 履行期限：契約締結日から令和5年3月17日まで

6 履行場所：国内全域

7 提案上限額：149,380,000円（税込）

8 参加資格

- (1) 法人格を有する企業、団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 奄美群島12市町村(注)から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
注：奄美群島12市町村とは奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町のことを言う。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 自社の社員や役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

- (6) 契約締結までに上記の条件を満たさなくなったときは、その時点で失格とする。
- (7) 過去、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が発注した、地域観光に特化したメディア戦略もしくは広告宣伝・キャンペーン等事務局運営業務に関する業務等（以下、「類似業務」という。）を複数回受託した実績があること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)から(5)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(7)の要件を満たす者であること。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合には、その参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルに関して、直接・間接を問わず、関係者に不正な接触や要求をした場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 指定する様式（以下「様式」という）によらない場合
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (8) 許容された表現方法以外の表現を用いている場合。
- (9) 虚偽の記載があるものや盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする）。
- (10) その他「募集要項」の諸条件に違反した場合

10 評価基準・評価方法等

(1) 一次審査

提出書類による企画内容等審査を行い、二次審査への参加可否を連絡する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

提出書類に基づき選定委員会においてヒアリング等を実施し、内容を総合的に評価する。なお、開催はオンライン審査（ZOOM）を予定している。

※プレゼンテーションにて使用する資料は一次審査にて提出した資料を使用すること。

ただし、補足説明の為に資料を追加することは妨げない。

※プレゼンテーション時間は 40 分（プレゼン 20 分、質疑応答 20 分）を予定。

(3) 評価・審査基準

「受託候補者を選定するための評価基準」(別紙2)に基づき、企画提案の評価等を総合的に審査する。最終的に評価点をふまえ受託候補者を選定する。

また、参加申込者が2者未満の場合であっても、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 審査結果

審査結果については、全参加者に対して文書にて通知するとともに、奄美群島広域事務組合(以下、「広域事務組合」という。)ホームページにて公表する。なお、選考の過程は非公開とし、審査内容や審査経過の問合せ、選考結果の異議申し立て等については受付けない。

11 スケジュール

(1) 全体日程

プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりであるが、書類の受付から審査する過程において変更する場合がある。

1	項目	期限等	備考
2	募集期間	令和4年3月11日(金) ～3月24日(木)	
3	質問の受付期限	令和4年3月16日(水)	17:00まで
4	質問の回答日	令和4年3月22日(火)までに回答	17:00まで
5	参加申込書の提出期限	令和4年3月24日(木)必着	17:00まで
6	企画提案書等の提出期限	令和4年3月31日(木)必着	17:00まで
8	一次審査結果の通知	令和4年4月13日(水)	
9	二次審査	令和4年4月18日(月)	

(2) 本プロポーザルに関する質問の受付と回答

①質問期限 令和4年3月16日(水)17:00まで

②質問方法 「質問書」(様式第3号)に記載の上、電子メールで送信すること。

※件名の先頭に【質問書】と記載し送信後、電話により受信確認を行うこと。

③回答方法 令和4年3月22日(火)までに質問者名を伏せたうえで、奄美群島広域事務組合ホームページで回答する(予定)。

(3) 参加申込書等の提出

提出期限 令和4年3月24日(木)17:00まで

提出方法 郵送又はメール送信によること。

郵送・・・参加申込書(様式第1号)、を記載の上、原本を送付すること。

メール・・・参加申込書(様式第1号)を記載の上、PDFを送信すること。

なお、件名の先頭に【参加申込書】と記載し、送信後は電話により受信確認を行うこと。

(4) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和4年3月31日(木)17:00まで (必着)
- ②提出方法 広域事務組合まで郵送または持参の上、PDFをメール、又は電子媒体で提出すること。
- ③提出書類 「企画提案書等の作成について」(別紙3)のとおり

12 契約の締結

(1) 契約方法

契約手続きは、奄美群島広域事務組合契約規則(平成3年7月1日規則第18号)に基づき、広域事務組合にて受託候補者と業務の契約交渉を行うものとする。

ただし、この交渉が不調となった場合、又は審査により選考された受託候補者が正当な理由なく契約しない時、参加資格を失した時は、選考委員会における評価が次点の者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日(金)まで

(3) 契約予定金額

149,380,000円(税込)を上限とし提案のあった金額

※原則上記(2)契約期間の変更に伴う金額の変更はないものとする。ただし下記(4)のとおり広域事務組合との協議による実施内容の変更に伴い金額が変更される場合がある

(4) 契約の取扱い

- ①提出された企画提案書の内容は尊重するが、本プロポーザルの目的は受注適格者を選考するためのものであるため、当該企画をそのまま採用するものではない。
- ②実施内容については広域事務組合と充分協議を重ねた上で決定するものである。

13 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に伴い発生した費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 同一事業者が参画する複数の企画提案は認めない。ただし複数の企画提案のいずれも共同企業体の代表以外の構成員である場合はこの限りでない。
- (3) 企画提案書は仕様書の内容を十分に踏まえ作成したものとする。
- (4) 本契約により制作された資料等の著作権は広域事務組合に帰属するものとする。
- (5) 提出書類、審査内容、審査経過等については公表しないものとする。

14 連絡先及び提出先

〒894-0023 鹿児島県奄美市名瀬永田町18-6

奄美群島広域事務組合 奄美振興課 担当: 泰良(たいら)・直(すなお)

電話: 0997-52-6032 FAX 0997-52-9618

メールアドレス: kouiki@amami.or.jp

以上